

参 考 资 料

目 次

計画策定時（平成 22 年度）における各バイオマスの発生量・賦存量、利用量及び利用率の算定方法	P 1
令和 3 年 3 月時点における各バイオマスの発生量・賦存量、利用量及び利用率の算定方法	P 4
目標年度（令和 13 年度）における各バイオマスの予想発生量、利用量及び利用率の算定方法	P 7
京都府内のバイオマスタウン構想の策定状況	P 9
京都府内のバイオマス産業都市構想の選定状況	P10
京都府内の主なバイオマス関連施設	P11
バイオマス活用推進基本法の概要	P13
バイオマス活用推進基本計画の概要	P14
バイオマスに関連する京都府の所管一覧	P15

計画策定時（平成 22 年度）における 各バイオマスの発生量・賦存量、利用量及び利用率の算定方法

計画策定時（平成 22 年度）における各バイオマスの発生量・賦存量と利用量は以下の方法で算出しました。また、利用率については、発生量を分母、利用量を分子として算出しました。

区分	推計方法 【上段：発生量・賦存量】 【下段：利用量】	使用データ	データ 年次	備考
林地残材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐倒した樹木は、末木、枝条、根元部を切り落とし丸太とし、丸太のみ森林から集材される。丸太以外の部分は残材として森林に放置される。この放置された残材を賦存量として推計 素材生産量 (m³/年) ÷ 立木換算係数 × 密度 (t / m³) × 林地残材率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査（NE D O） 	H21	
竹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹（地上部）の年間成長量に相当する量を賦存量として推計 竹林面積 (ha) × 発生量 (120t/ha) ÷ 伐採周期 (20年) × (100% - 含水率 (52%)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査（NE D O） 	H21	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竹材、タケノコ生産に利用されているタケ（地上部）の量を推計 (竹林面積 (ha) - 利用面積 (ha)) × 発生量 (120t/ha) ÷ 伐採周期 × (100% - 含水率 (52%)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	同上	
稲わら	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲作付面積 (157,660ha) × 480kg/10a 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作のコスト削減に向けた取組等状況調査 	H22	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すき込みや堆肥利用 ・ マルチや畜舎敷料利用 ・ 加工 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	H22	

もみ殻	・ 水稻作付面積 (157,660ha) × 130kg/10a	・ 稲作のコスト削減に向けた取組等状況調査	H22	
	・ 堆肥 ・ マルチ	・ 同上	H22	
生ごみ	・ 一般廃棄物に係る「直接焼却＋中間処理」の処理総量に生ごみの組成率 (マニュアルから引用) を乗じて算出	・ 一般廃棄物処理実態調査 ・ 農水省「バイオマスタウン構想策定マニュアル資料編」	H22	
	・ 「中間処理」については、バイオマス関係と推測できる「ごみ堆肥化施設」「ごみ飼料化施設」「メタン化施設」を積み上げ集計 ・ 焼却分については、各焼却炉ごとの実績データ (H21 が直近データのためこれを採用) から発電分、温水分の占有率を求め、上記「直接焼却量」に乗じて算出	・ 一般廃棄物処理実態調査 ・ ごみ焼却施設整備状況	H21, 22 H21	
廃食用油	・ 食用油の出荷量 (全国データ) を基本に、家庭系については人口按分で賦存量を算出 ・ 業務系・事業系については、食品系事業所数按分で賦存量を算出	・ 府人口推移、国人口動態調査、事業所・企業統計調査、「我が国の油脂事情」、全国油脂事業協同組合資料 (UC オイルサイクルの流れ)	H21	
	廃食用油からBDF化処理を行っている事業者にヒアリングを実施	実績データ	H22	
食品加工残さ	・ 「製造業－動植物性残さ」データを集計	・ 多量排出事業所報告書等	H22	
	・ 「製造業－動植物性残さ」の各事業場データの利活用状況を積み上げ集計	・ 多量排出事業所報告書等	H22	

下水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場で発生した脱水汚泥量及びバイオガスに変換された汚泥の乾燥重量ベースの総量（ただし、焼却施設でガス化された汚泥の乾燥重量ベースは除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道資源有効利用調査（国土交通省） ・農業集落排水事業実施状況等調査（農林水産省） 	H22	
	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場内又は処理場でエネルギー利用、緑地・農地利用又は建設資材利用された下水汚泥の量（算出の考え方は発生量と同じ） 			
建設廃材	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業－木くず」データを集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業所報告書等 	H22	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業－木くず」の各事業場データの利活用状況を積み上げ集計 	<ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業所報告書等 	H22	※
製材工場廃材	<ul style="list-style-type: none"> ・丸太から木材製品に加工する工程で発生する残廃材を賦存量として推計 素材生産量（m³/年）×木質残廃材発生係数×0.4 t / m³ 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査（N E D O） 	H21	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小物製材、オガライト・オガタン、燃料、家畜敷料等に利用された量を推計 素材生産量（m³/年）×木質残廃材別有効利用係数×0.4 t / m³ 		<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	同上
家畜排せつ物	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養頭羽数×排せつ量×365日 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼養頭羽数調査 ・堆肥化施設設計マニュアル ・家畜排せつ物高度利用施設整備状況調査 	H22	
	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料利用（発生量－エネルギー利用） ・エネルギー利用（調査実数） 			

※建設廃材については、破砕チップ化により中間製品となって出荷され、そこで合板等の製品材料（マテリアル利用）になったり、ボイラー等燃料（エネルギー利用）になったりする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業所報告書の回答記載では、最終用途が明記されているものと、中間製品までの記載でとどめられているものとが混在しているため、中間製品までのものについては「用途不明」と分類した。

令和3年3月時点における 各バイオマスの発生量・賦存量、利用量及び利用率の算定方法

令和3年3月時点における各バイオマスの発生量・賦存量と利用量は以下の方法で算出しました。
また、利用率については、発生量を分母、利用量を分子として算出しました。

区分	推計方法 【上段：発生量・賦存量】 【下段：利用量】	使用データ	データ 年次	備考
林地残材	(伐採材積－素材生産量) ×乾燥重量換算率(0.4)	・京都府林業統計(伐採材積) ・農林水産省大臣官房統計部調査(農林水産統計木材統計))(素材生産量)	R2 R2	
	・京都バイオマス活用優良表彰事例のうち林地残材に係る事例の利用量を積み上げ ・府内の木質ペレット製造量を「特用林産物生産統計調査のうち木質燃料(木質ペレット)(林野庁)」のデータから算定 ・府内の木質バイオマスボイラーに係るエネルギー利用量を「木質バイオマス利用動向調査(林野庁)」のデータから算定	・京都バイオマス活用優良表彰事例からデータ提供 ・特用林産物生産統計調査(林野庁) ・木質バイオマスエネルギー利用動向調査(林野庁)	R2 R2 R2	
竹	・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の「バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査」(H22)とH22及びR2の京都府内の竹林面積(京都府林業統計)をもとに、1haあたりの乾燥重量を算出し、調査年度の竹林面積に乗じて算出	・バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査(NEDO) ・京都府林業統計	H22 H22, R2	
	・タケノコ、竹皮、竹材、竹炭については、特用林産物生産統計調査	・特用林産物生産統計調査(林野庁)	R2	

	査のデータを引用 ・府内のJAにヒアリングを実施	・府内のJAからデータ提供	R2	
もみ殻	・水稲作付面積（14,400ha）× 130kg/10a	・農林水産省大臣官房統計部調査 ・稲作のコスト低減に向けた取組等の状況調査（農林水産省、京都府）	R元 H25	
	・堆肥 ・マルチ	・稲作のコスト削減に向けた取組等状況調査（農林水産省、京都府） ・府内のライスセンターを抱える4JAからの聞き取り	H25 R元	
生ごみ	（直接焼却量＋ごみ燃料化施設分の一部）×0.308＋（ごみ堆肥化施設分＋ごみ飼料化施設分）	・環境省一般廃棄物処理実態調査 ・食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書	R1 R1	
	飼料・メタンガス化 発電・熱利用	・環境省一般廃棄物処理実態調査	R1	
廃食用油	食用油消費・出荷量	・全国油脂事業協同組合の資料	H30	
	BDF、油脂・油脂製品	・市町村等及び民間事業者の回収量 ・京都府産業廃棄物等実態調査	R1 R1	
食品加工残さ	食品製造業者の「動植物性残さ」の排出量の合計	・令和元年度多量排出事業者実績報告書	H30	
	食品製造業者の「動植物性残さ」の再生利用量の合計	・令和元年度多量排出事業者実績報告書	H30	
下水汚泥	・処理場で発生した脱水汚泥量及びバイオガスに変換された汚泥の乾燥重量ベースの総量（ただし、焼却施設でガス化された汚泥の乾燥重量ベースは除く）	・下水道資源有効利用調査（国土交通省） ・農業集落排水事業実施状況等調査（農林水産省）	R2 R2	
	・処理場内又は処理場外でエネルギー利用、緑地・農地利用又は建			

	設資材利用された下水汚泥の量 (算出の考え方は発生量と同じ)			
建設廃材	・建設業者の「木くず」の排出量の合計	・令和元年度産業廃棄物多量排出事業者実績報告書	H30	
	・建設業者の「木くず」の再生利用量の合計	・令和元年度産業廃棄物多量排出事業者実績報告書	H30	※
製材工場廃材	(素材消費量－製材品出荷量) × 乾燥重量換算率 (0.5)	・農林水産省大臣官房統計部調査(農林水産統計(木材統計))	R2	
	発生量×利用率(96.1%) ・発生量は、(素材消費量－製材品出荷量) × 乾燥重量換算率 (0.5) により算出 (15,000 t)	・農林水産省大臣官房統計部調査(農林水産統計(木材統計))(素材消費量・製材品出荷量) ・バイオマス賦存量及び利用可能量の全国市町村別推計とマッピングに関する調査(NEDO)(利用率)	R2 H21	製材業における廃材の利用状況の実態から鑑みて利用率に変化なし
家畜排せつ物	・飼養頭羽数×排せつ量×365日	・家畜飼養頭羽数調査 ・堆肥化施設設計マニュアル	R元	
	・肥料利用(発生量－エネルギー利用) ・エネルギー利用(調査実数)	・家畜排せつ物高度利用施設に関する実態調査	H30	

※建設廃材については、破砕チップ化により中間製品となって出荷され、そこで合板等の製品材料(マテリアル利用)やボイラー等燃料(エネルギー利用)等になる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく多量排出事業者報告書において、用途が明記されていないもの、複数に及ぶものについては「用途不明」と分類した。

目標年度（令和13年度）における 各バイオマスの予想発生量、利用量及び利用率の算定方法

目標値について、以下の方法で算出しました。

なお、計画策定時に設定した目標値に対して、令和3年3月時点の利用率が下回った項目のうち、「林地残材」、「竹」及び「下水汚泥」については、現在の利用状況を鑑み、新たな目標値を設定し、「生ごみ」及び「建設廃材」については、当初に設定した目標値の達成を引き続き目指します。

また、「もみ殻」、「廃食用油」、「食品加工残さ」、「製材工場廃材」及び「家畜排せつ物」については、当初に設定した目標を達成しており、引き続きその状況を維持することに努めます。

区分	発生量・賦存量	利用率	備考
林地残材	<ul style="list-style-type: none"> ・ (伐採材積－素材生産量) × 乾燥重量換算率 (0.4) = 23,729t ・ 目標年の素材生産量は京都府森林利用保全指針における目標値をもとに算出し、伐採材積は R3年3月時点の伐採材積と素材生産量の割合を目標年の素材生産量に乗じて算出 	利用率 (14,296 t/年) ÷ 発生量 (23,729 t/年) ・ 利用量：木質パレット等のマテリアル及び発電等のエネルギーでの利用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな目標値を設定
竹	R3年3月時点の推定値と同様と推定 (28,892 t)	・ 利用率 (2,889t/年) ÷ 発生量 (28,892t/年) ・ 利用量：竹材、タケノコ生産に利用されているタケ（地上部）、竹チップ、肥料・土壌改良材等での利用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな目標値を設定
もみ殻	—	—	実質全量を利用する目標を達成しており、引き続きその状況を維持することに努める
生ごみ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次計画の目標値の達成を目指す

廃食用油	—	—	・当初目標値を達成しており、引き続きその状況を維持することに努める
食品加工残さ	—	—	・当初目標値を達成しており、引き続きその状況を維持することに努める
下水汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・令和13年度までに新たに汚泥有効利用の予定がある自治体（流域、京都市、福知山市、亀岡市）は個別ヒアリング値を採用。 ・その他自治体については、過去3カ年（H30～R2）の平均値を採用 <p>→積算の結果、発生見込量は 60,997t, 利用見込量は 41,113t 利用率は（利用見込量/発生見込量）=67%</p>		・新たな目標値を設定
建設廃材	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月時点における発生量の108% →34,410 t （循環型社会形成計画において、建設業はR12年度にR1年度の108%の排出量になると推計しているため） ※元請け完成工事高を活動量指標とした経済予測による。 	・国の目標値である91%	・当初目標値の達成を引き続き目指す
製材工場廃材	—	—	・当初目標値を達成しており、その状況を引き続き維持することに努める
家畜排せつ物	—	—	実質全量を利用する目標を達成しており、引き続きその状況を維持することに努める

京都府内のバイオマスタウン構想の策定状況

市町村	公表年月日	バイオマスタウン構想の概要
夜久野町 現福知山市	平成 17 年 12 月 22 日	夜久野町地域における多様な資源の発掘、効率的で経済性の高い自治体経営、快適で豊かな地域社会の実現、地場産業の創出と雇用の確保、新しいエネルギーの利用による地域の活性化を目指し、農業集落排水汚泥や生ごみのたい肥化、家畜排せつ物等のメタンガス化、木質バイオマスの固形燃料化によるバイオマス地域利活用システムの構築を図る。
南丹市	平成 18 年 7 月 31 日 平成 20 年 3 月 31 日 改訂	先進的にバイオマスの利活用に取り組んでいる南丹市八木地区の取組をさらに発展させ、現在は未利用の食品工場残さ、生ごみ、下水汚泥及び製材工場残材等についても利活用を目指す。南丹市全域においてバイオマス利活用の構想を立てることで、さらなる有機資源循環型社会の構築を目指す。
京丹後市	平成 19 年 11 月 26 日	本市の自然環境を保全し再生することと、地球温暖化防止に向けて地域バイオマス利活用を軸とした産業振興による地域づくりを推進するため、廃棄物からエネルギーをつくりだすバイオガス発電や廃食用油のBDF化、さらに木質バイオマスのマテリアル変換でプラスチック化事業に取り組み、循環環境都市の実現を目指す。
宮津市	平成 22 年 4 月 30 日	宮津市は、地域資源活用型の「自立循環型経済社会」を目指し、市民協働、全員参加の下、竹や木質バイオマスのエネルギー化、廃食用油の燃料化のほか、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥をメタン発酵し、バイオガス発電と液肥を活用した農業を実践するとともに、観光産業と連携して地域産業の再生を図る。
京都市	平成 23 年 3 月 30 日	京都市は、豊かな森林資源、伝統文化、進取の気性と創造の力など、京都のまちがもつ「市民力」や「地域力」を総結集し、バイオマスの活用を積極的に推し進め、自然環境を気遣う「環境にやさしいまち」の実現を目指す。バイオマスの活用にあたっては、「木」、「紙ごみ」、「食品廃棄物」及び「廃食用油」を重点バイオマスと位置付け、中でも、間伐材、剪定枝、落ち葉、家具などの「木」については、「木の文化」を大切にするまち・京都として、徹底的に活用する。

※京都市は「バイオマス活用推進計画」も同時に策定

京都府内のバイオマス産業都市構想の選定状況

市町村	選定年度	バイオマス産業都市構想の概要(*1)
南丹市 (*2)	平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 美山里山の活性化プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用促進、水資源の有効利用、BDF の活用等 ② BDF の広域連携プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・廃食油の活用を周辺自治体と連携して取り組む「京都モデル」を構築 ③ バイオマス資源の複合利用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・既存インフラを活用しつつ、処理経費削減を目指し様々なバイオマスを複合的に利用 ・新規メタン発酵施設を整備 ④ 微細藻類の利用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・メタン発酵消化液と CO2 を利用して微細藻類を飼料化
京丹波町	平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林資源のフル活用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・町内産材の活用: 木材需要拡大や木づかい文化の醸成 ・林業生産力の向上: 森林資源量解析システムや高性能林業機械を活用した効率的な木材生産や自伐林家等を対象とした木の駅プロジェクト等 ・林地残材の活用: 木質バイオマスボイラーや薪ストーブの導入・普及 ② 食と農とエネルギーの循環利用プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛のふん尿を活用したメタン発酵によるエネルギー化、耕畜連携、有機農業等の推進
京都市 (*3)	平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 食の循環プロジェクト ② バイオガスプロジェクト ③ 下水バイオマス活用プロジェクト ④ せん定枝の分別・リサイクルプロジェクト ⑤ 「都市油田」発掘プロジェクト ⑥ バイオディーゼル燃料プロジェクト ⑦ 森林バイオマス活用プロジェクト ⑧ 先端技術連携プロジェクト

(*1) 農林水産省ホームページから抜粋

(*2) 南丹市は併せて「南丹市バイオマス活用推進計画」を平成 28 年 3 月に策定

(*3) 京都市は「京都市バイオマス GO!GO!プラン～京都市バイオマス活用推進計画(2011-2020)」を平成 23 年 3 月に策定

京都府内の主なバイオマス関連施設

市町村名	施設概要
京都府	<p>「下水汚泥固形燃料化施設」</p> <p>下水汚泥を低い温度で炭化することによって、燃料化物を製造し、石炭代替燃料として火力発電所に供給</p> <p style="text-align: right;">～洛西浄化センター～</p>
	<p>「消化ガス発電施設」</p> <p>下水汚泥の処理過程で発生するバイオガスを使った発電を行い、浄化センター使用電力の一部を補う</p> <p style="text-align: right;">～洛南浄化センター～ ～木津川上流浄化センター～</p>
京都市	<p>「廃食用油燃料化施設」</p> <p>家庭等からの廃食用油を回収し、年間約 150 万リットルのバイオ・ディーゼル燃料を製造し、ゴミ収集車や市バスの燃料として使用</p>
	<p>「木質ペレット製造プラント」</p> <p>間伐材を原料とした「木質ペレット」をプラントで製造。販売も行う。また、木質ペレットストーブの販売も行っており、木質バイオマスの利用を促進</p> <p style="text-align: right;">～森の力京都株式会社～</p>
	<p>「下水汚泥固形燃料化施設」</p> <p>下水汚泥を低い温度で炭化することによって、燃料化物を製造し、石炭代替燃料として火力発電所に供給</p> <p style="text-align: right;">～鳥羽水環境保全センター～</p>
	<p>「生ごみガス化施設」</p> <p>生ごみをメタン発酵させて、バイオガスを生成。生成したバイオガスでガスエンジンを動かし、発電するための燃料として有効に活用</p> <p style="text-align: right;">～京都市南部クリーンセンター～</p>

<p>亀岡市</p>	<p>「消化ガス発電施設」</p> <p>汚水処理過程で発生する消化ガスを浄化センター内に整備された消化ガス発電施設で発電</p> <p>～年谷浄化センター～</p>
<p>南丹市</p>	<p>「家畜排せつ物等ガス化施設」</p> <p>家畜排せつ物等をメタン発酵させて、バイオガスを生成。バイオガスはガス発電に利用</p> <p>～八木バイオエコロジーセンター～</p>
<p>京丹波町</p>	<p>「木質バイオマスボイラーによる地域熱供給施設」</p> <p>林地残材活用のため、町内産間伐材を町内で木質チップに加工し、木質バイオマスボイラーの燃料として利用</p> <p>発生した熱は保育園の暖房及び特別養護老人ホームの暖房及び給湯へ供給し化石燃料の消費量を削減</p>
<p>舞鶴市</p>	<p>「木質バイオマス発電所」</p> <p>自社工場で合板製造時に出る端材と京都府下の未利用材を燃料とする発電所(京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業の再生可能エネルギー発電所に指定)</p> <p>～林ベニヤ産業株式会社～</p>
<p>与謝野町</p>	<p>「食品廃棄物たい肥化施設」</p> <p>豆腐工場からのおからや魚加工場等からの魚のアラといった食品廃棄物等をたい肥化、製造した有機質肥料を水稻栽培などに利用し、地域ブランド「京の豆っこ米」として販売</p>
<p>宮津市 伊根町 与謝野町</p>	<p>「生ごみ等ガス化施設」</p> <p>生ごみ、湿った紙類などの燃えにくいごみをメタン発酵させて、メタンガスを生成。メタンガスはガス発電に利用</p> <p>～宮津与謝クリーンセンター～</p>

バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）の概要（平成21年9月12日施行）

目的

基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展及び国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進

責務・連携の強化





国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

バイオマス活用推進基本計画等の策定

国のバイオマス活用推進基本計画

↑

都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画

法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

国の施策

- 必要な基礎の整備
- バイオマスを供給する事業の創出
- 技術の研究開発・普及
- 人材の育成・確保
- バイオマス製品の利用の促進

等のために必要な施策を講ずる。

地方公共団体の施策

国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたその他の施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。

バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

※ ①及び②の会議の設置及びその調整については、農林水産省に事務局を設置して行うものとする。

総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現

（出典：農林水産省ホームページ）

新たなバイオマス活用推進基本計画の概要（平成28年9月16日閣議決定）

- バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画。
- 従前の基本計画（平成22年12月17日閣議決定）のもと、エネルギー利用を中心にバイオマス産業の市場規模が拡大したが、固定価格買取制度を活用した売電の取組に偏りがみられ、売電以外の取組では、経済性の確保や地域が主体となる持続的な事業モデルの確立が課題となっており、新たな基本計画によってこれらの課題の解決を図る。

1 施策についての基本的な方針

地域に存在するバイオマスを活用して、地域が主体となった事業を創出し、農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策を推進。

2 国が達成すべき目標（目標：2025年）

環境負荷の少ない持続的な社会

年間約2,600万炭素トンの
バイオマスを利用

農林漁業・農山漁村の活性化

全都道府県、600市町村で
バイオマス活用推進計画を策定

新たな産業創出

5,000億円の市場を形成

3 政府が総合的かつ効果的に講ずべき施策

- より経済的な価値を生み出す高度利用や多段階利用などの地域が主体となった取組を後押し。
- エネルギー効率の高い熱利用の普及拡大、熱源としてのバイオガスの積極的利用等を推進。
- 成功事例のノウハウなどを幅広く共有していくことによる取組の横展開を促進

重点事項

- ・ 経済性が確保された取組を強化
- ・ 地域に利益が還元され、持続的かつ自立的な取組を推進

4 技術の研究開発に関する事項

- 地域の実情に応じた多様なバイオマスの混合利用、下水汚泥由来の水素ガスの製造利用方法の確立。
- 発電等に伴う余熱熱及びバイオガス製造過程で発生する消化液等の副産物の利用技術の確立。
- 産業化を見据えた微細藻類等による次世代バイオ燃料の研究開発等の推進

重点事項

- ・ 実用化、高付加価値化を促進

バイオマスに関連する京都府の所管一覧

令和3年4月現在

部	課	関連するバイオマス・業務等
府民環境部	エネルギー政策課	再生可能エネルギーを含むエネルギー政策全般に関すること
	循環型社会推進課	産業廃棄物の適正処理、廃棄物の減量と再生利用の促進（廃棄物系バイオマス）
	地球温暖化対策課	地球温暖化対策に関すること
商工労働観光部	ものづくり振興課	産学公連携、新産業創出支援、食品リサイクル（バイオマス）に関すること
農林水産部	農村振興課	過疎化・高齢化が進む農村の活性化（バイオマス）に関すること
	経営支援・担い手育成課	農商工連携、6次産業化を活用したバイオマス利用推進
	流通・ブランド戦略課	バイオマス利用技術の開発
	農産課	総合窓口、米・野菜など農産物の生産振興に関すること（稲わら・もみ殻）、環境にやさしい農業の推進
	畜産課	家畜排せつ物の適正処理・利用に関すること（家畜排せつ物）
	林業振興課	府内産木材の利用推進に関すること（製材工場廃材、林地残材、竹）
建設交通部	水環境対策課	生活排水対策に関すること（下水汚泥）
	指導検査課	土木技術に関すること（建設廃材）